

献血所での採血ミスによる神経損傷が 問題となった事例

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

献血所の看護師による採血方法のミスにより左正中神経不全損傷を負ったとして、損害賠償請求がなされた事例（京都地裁令和6年10月8日判決）をご紹介します。

1 事案の概要

- ・ Aは、平成21年12月、被告が運営する献血所を訪れ、献血を申し出ました。
- ・ 献血所の看護師は、Aの左腕静脈の採血を行うため、Aの左腕を注射器で刺しましたが、注射針がうまく血管に入らなかったため、針を根元まで刺したままの状態での針の先で血管を探りました。
- ・ これによりAの左手母指側に強い痛みが生じたため、採血は中止になりました。
- ・ Aは、その後、左正中神経不全損傷と診断されました。
- ・ Aは、看護師の採血方法のミスにより上記損傷を負ったと主張して、被告に対し、後遺障害による損害等約7800万円の支払を求める訴訟を提起しました。

2 争点

本件では、採血を行った看護師に過失があることには争いがなく、①Aに生じた後遺障害の程度及び本件事故との因果関係、②損害額が争われました。

3 裁判所の判断

本判決は、症状固定日時点のAの症状は、左手にしびれ、左手人差し指に軽度の感覚鈍麻があり、左手を握ろうとするとぎこちなさがある程度（局部に神経症状を残すもの＝後遺障害等級14級相当）だと認定しました。そ

の上で、後遺障害逸失利益として約313万円、後遺障害慰謝料として100万円を認定し、最終的に、支払済みの医療費等を差し引いた約411万円の支払を命じました。

4 コメント

注射針等による神経損傷の事例は裁判で争われることが多く、本連載でも過去に裁判例を採り上げました（看護ちば第106号、124号）。裁判例は、神経の走行を予見して損傷を回避できたか否かをめぐり、過失を肯定するものと否定するものに分かれていますが、正中神経に関しては、基本的にその部位を予見することによって損傷を回避することができた（過失あり）と判断されています。

本件も正中神経の損傷が問題となったケースですが、看護師の手技に明らかに不適切な点があったことから、被告側は過失を争わず、判決も被告に過失を認めました。ただし、損害については、原告側が後遺障害等級7級相当の後遺障害を主張したのに対し、等級としては最も軽い14級相当の後遺障害しか認めませんでした。なお、献血による健康被害については、本件のような裁判による救済（損害賠償）のほかに、一定額を補償する救済制度も設けられています（献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン）。

バックナンバーは「会員専用サイト」に掲載しています



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号 日進センタービル7階
電話：043-225-5242